

【CLOメルマガ】銀行業高度化等会社～概要と2021年銀行法改正～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（臨時号）2021年8月25日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、本年中に施行予定の2021年銀行法改正によって銀行業高度化等会社に関する規制緩和が実施されることを踏まえ、銀行業高度化等会社の概要や活用状況、2021年銀行法改正のうち銀行業高度化等会社に関連する内容について解説いたします。以下は、事務所ウェブサイト公表している「銀行高度化等会社～概要と2021年銀行法改正～」の要約です。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「銀行高度化等会社～概要と2021年銀行法改正～」

(<https://www.clo.jp/column/3020/>)

【銀行業高度化等会社～概要と2021年銀行法改正～】

銀行業高度化等会社とは、2016年銀行法改正で銀行（及び銀行持株会社）の子会社類型として導入された「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」（銀行法16条の2第1項）をいい、銀行等は、金融庁長官の認可を受けることを前提に、基準議決権数を超える銀行業高度化等会社の議決権を取得・保有することができます。

現行銀行法において、銀行業高度化等会社は、情報通信技術その他の技術を活用した、①当該銀行の営む銀行業の高度化に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務及び②当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営むことが可能とされており、現状、主に、フィンテックやECモール運営事業等のIT関連事業を営む会社に対する出資や地域商社の新設といったかたちでの活用が行われています。

銀行による銀行業高度化等会社への出資については、現行銀行法上、他の子会社類型への出資とは異なり、子会社としようとする場合のみならず、5%超（銀行持株会社による場合は15%超）の出資を行う場合においても、金融庁長官の認可を取得する必要があるとされているほか、認可審査基準も、他の子会社類型の基準と比較して、①銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合における影響、②優越的地位の濫用のおそれの有無、③利益相反取引のおそれの有無の基準が加重されている点で厳格なものとなっています。

このように、現行銀行法上、銀行業高度化等会社は、他の子会社類型と比較して、幅広い業務が認められている一方で、手続面の要件は厳格なものとなっていますが、2021年銀行法改正において、銀行業高度化等会社においても大幅な規制緩和が実施されました。具体的には、①「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務」の追加による業務範囲の更なる拡大、②フィンテックや地域商社事業（在庫保有、製造・加工原則なし）等の「一定の高度化等業務」を営む会社の認可審査基準について、現状の加重基準から通常の子会社の認可審査基準と同等のものへ緩和、③認定を受けた銀行持株会社が、個別認可を受けずに、持株特定子会社として、特例銀行業高度化等業務を営むことができる制度の新設等が挙げられます。本改正は、銀行業高度化等会社の業務範囲を更に拡大しながらも、

手続要件を一部緩和することで銀行グループの迅速なビジネス展開を可能にするものであり、今後、銀行業高度化等会社活用の動きが更に活性化していくことが見込まれます。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 小宮 俊 (komiya_s@clo.gr.jp)

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。 ([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3

階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....